

**南部町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和6年2月1日 策定

**青森県 南部町
企画財政課**

■目次

1. 背景	2
(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と日本の対応	
(2) 南部町の地球温暖化対策	
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
5. 目標達成に向けた取組み	7
(1) 取組みの基本方針	
(2) 具体的な取組み内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と日本の対応

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021 年 8 月には、IPCC^①第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、

- ・人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと
- ・大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること
- ・気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すること

が示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

こうした地球規模の環境危機を背景とし、2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21^②が開催され、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

また、2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

①IPCC : 「Intergovernmental Panel on Climate Change」

(気候変動における政府間パネル)

各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることを目的とされた組織。

②COP21 : 「Conference of the Parties21」

(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)

(2) 南部町の地球温暖化対策

南部町では、「南部町総合振興計画」内において脱炭素社会を目指す取組みの 1 つと

して、南部町で保有している公用車を排気ガスの少ないタイプのものに変更するなどしていますが、具体的な計画は策定してはいませんでした。

そこで、パリ協定や国の地球温暖化対策を踏まえ、「南部町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「南部町事務事業編」と言います。）を策定するものです。

2. 基本的事項

（１）目的

南部町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（２）対象とする範囲

南部町事務事業編の対象範囲は、南部町の全ての事務・事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務・事業は除きます。

（３）対象とする温室効果ガス

南部町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第２条第３項に掲げる７種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

（４）計画期間

2024年度から2033年度末までを計画期間とします。また、計画開始から５年後の2028年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	2020	…	2023	2024	2025	…	2028	…	2033
期間中の事項	基準 年度			計画 開始			計画 見直し		目標 年度
計画期間									

図１ 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

南部町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策実行計画及び南部町総合振興計画に即して策定します。

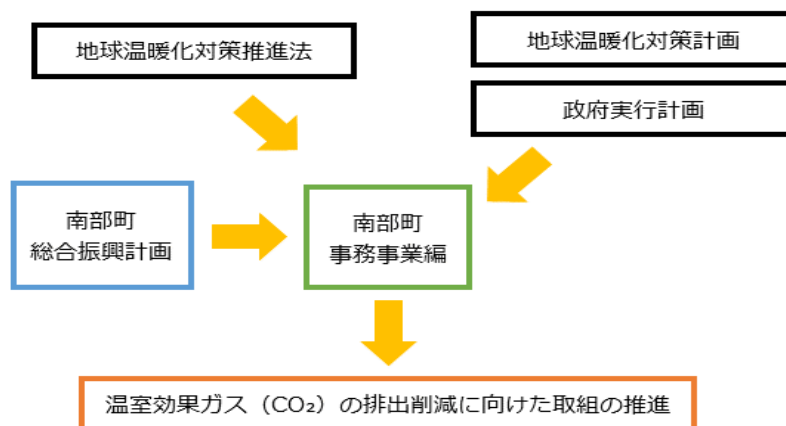


図2 南部町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

南部町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2020 年度において 3,493t-CO₂ となっています。

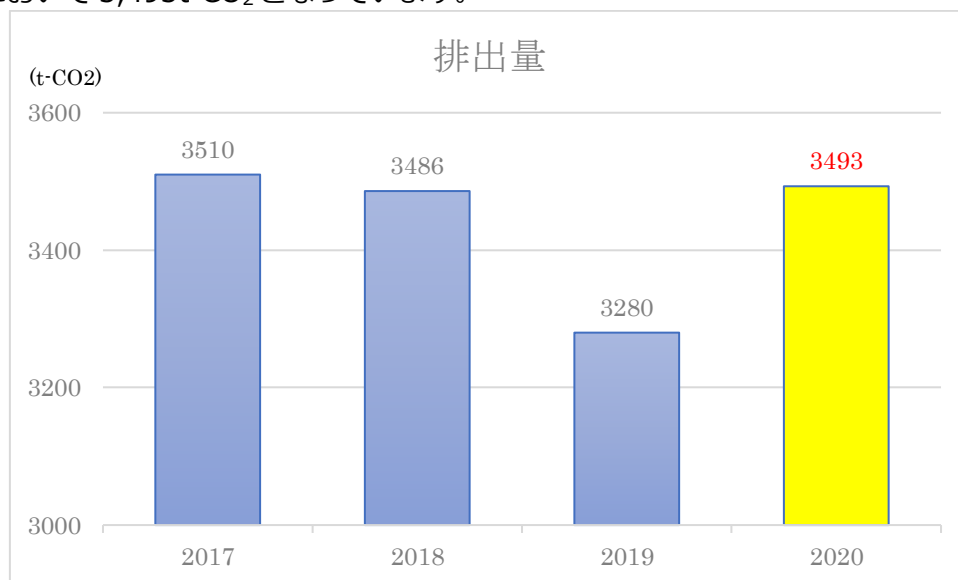


図3 南部町の「温室効果ガス総排出量」の推移

※各施設における燃料の使用量をもとに「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」より CO₂排出量を算出。

施設別では、旅館・ホテルが全体の40%を占め、次いで学校施設36%、健康福祉施設11%、市町村機関5%となっています。

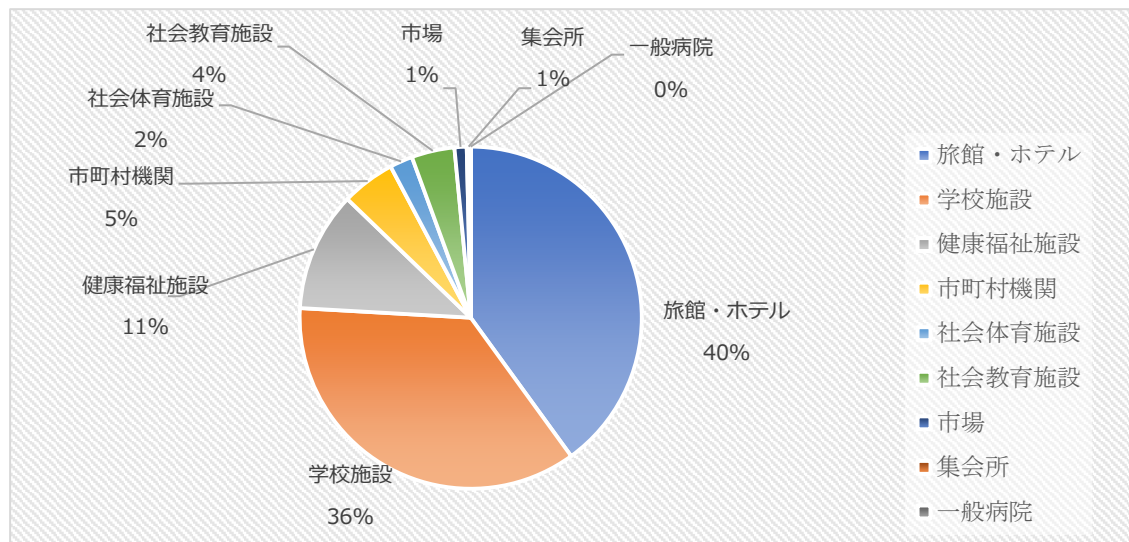


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

基準年度（2020 年度）時点における調査対象施設は以下のとおりです。

部局	項目	施設名	
町長部局	旅館・ホテル	バーデパーク	チェリウス
	健康福祉施設	名川デイサービスセンター ゆとりあ 介護予防拠点施設 南部老人福祉センター ドライフラワーセンター	名川老人福祉センター ぼたんの里 剣吉デイサービスセンター げんき館
	市町村機関	本庁舎 南部分庁舎 旧諏訪ノ平保育園 五日市農村公園 夕日ヶ丘公園 馬淵川親水公園 明神の杜公園 南部町ふれあい公園	健康センター 旧向保育園 桜場公園 伊勢沢公園 南沢山さくらんぼ公園 八坂の杜公園 馬淵川遊水地公園 下名久井絵館公園
	市場	町営卸売市場	
	集会所	ふれあい交流プラザ	福寿館
	一般病院	医療センター	
教育委員会	学校施設	杉沢小学校 名久井小学校 南部小学校 福地小学校 南部中学校 杉沢中学校 給食センター	剣吉小学校 名川南小学校 向小学校 福田小学校 福地中学校 名川中学校
	社会体育施設	町民体育館 ふるさと運動公園陸上競技場 福地弓道場 福地野球場/テニスコート	福地体育センター 名川 B&G 海洋センター 福地多目的広場 たいら運動公園
	社会教育施設	南部芸能伝承館 南部利康霊屋 南部公民館 福地公民館苔米地分館 ログハウス夢工房	剣吉公民館 社会教育課相内分室 福地公民館 史跡聖寿寺館跡案内所

4. 温室効果ガスの排出削減目標

国の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」及び地球温暖化対策計画等を踏まえて、南部町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を目標年度（2033 年度）までに、基準年度（2020 年度）比で 10%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2020 年度）	目標年度（2033 年度）
温室効果ガスの排出量	3,493t-CO ₂	3,143t-CO ₂
削減率	－	10%

5. 目標達成に向けた取組み

（１）取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取組みます。

（２）具体的な取組み内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等（空調機器、モーター、ボイラー、LED など）を導入することで省エネルギー化を推進します。

また、各施設において目標又は方針を定め省エネルギー化に努めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 職員の日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

南部町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「南部町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課等に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組みを着実に推進します。

① 南部町地球温暖化対策庁内委員会（以下「庁内委員会」と言います。）

副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課等の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。委員長は、南部町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 南部町地球温暖化対策庁内委員会事務局

企画財政課長を事務局長とし、企画財政課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課等の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

地球温暖化対策推進責任者は、各課等及び所管施設において取組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

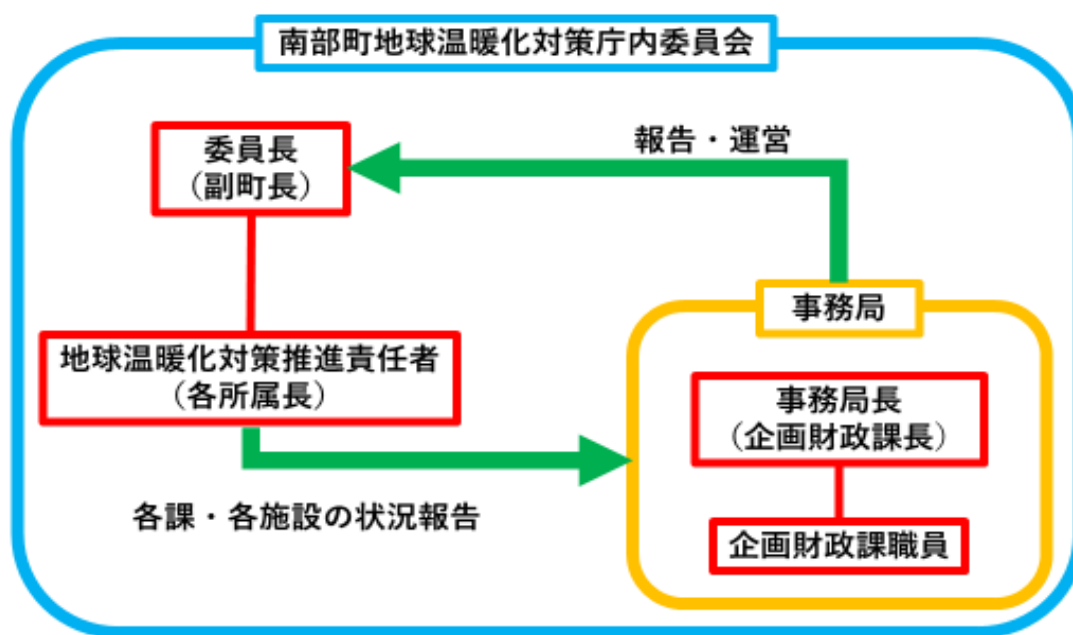


図5 南部町地球温暖化対策庁内委員会体制図

（２）点検・評価・見直し体制

南部町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組みに対する PDCA を繰り返すとともに、南部町事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

南部町事務事業編の進捗状況は、地球温暖化対策推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年１回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組みの方針を定め各課等にて共有します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2028 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2029 年度からの南部町事務事業編の改定を行います。

（３）進捗状況の公表

南部町事務事業編の進捗状況は、南部町のホームページ等で毎年公表します。